

CHAX 障がい者アスリートチーム後援会 設立趣意書

障がい者スポーツは、障がいの種類、程度、年齢層の変化により、スポーツを行う目的も多様化しています。

障がい者スポーツには、オリンピック終了後に開催される障がい者スポーツの最高峰大会のパラリンピック、聴覚障がい者はデフリンピック、知的障がい者はスペシャルオリンピックスなど様々な大会があります。リオパラリンピックでは、鳥取市出身の選手が出場しております。

現在、2020年東京パラリンピックを控え、新聞やテレビなどメディアで障がい者スポーツが取り上げられることが増えてきました。そして、東京パラリンピックに向けて各競技団体による障がい者アスリートの育成強化や各都道府県の強化指定制度など、多数の企業スポンサーによる競技普及・支援が、福祉の域を超えオールジャパンでの支援の動きとして広がっています。

しかしながら、支援を受けられるのは一握りのトップ選手であり、これから競技を始める選手には行き届いておりません。そのため、障がい者スポーツ団体を対象にしたアンケート結果によると、様々な支援を求める声が数多く寄せられているのが現状です。

障がい者は健常者よりも運動機能の低下が著しく、スポーツを行うことは効果的なリハビリテーションであり、更には社会参加への促進となります。

しかし、障がい者がスポーツを行うに当たっては、障がいの特性に応じた道具や工夫そして環境が必要であります。そのため、健常者が手軽に行えるスポーツでも時間や費用が多くかかるため断念している障がい者も少なくありません。

そこで鳥取県西部の障がい者スポーツの普及復興と障がい者スポーツの応援・支援の輪を広げるため、「CHAX障がい者アスリートチーム後援会」を設立するものとする。

平成30年 5月 28日

CHAX 障がい者アスリートチーム後援会
会長 上田 博久

CHAX 障がい者アスリートチーム後援会 規約（案）

第1条（名称）

この会は、CHAX 障がい者アスリートチーム後援会（以下「本会」という）と称する。

第2条（事務所）

本会は、事務所を鳥取県米子市上後藤 3-5-1 に置く

第3条（役員の数及び選任）

本会に次の役員を置く。役員は総会において選任する。

1. 会長（1名）
2. 副会長（2名）
3. 幹事（若干名）
4. 監査（1名）

第4条（目的）

本会は、CHAX 障がい者アスリートチームの活動を支援する事を目的とする

1. 地域スポーツ振興に寄与する。
2. スポーツを通じて障がい者に夢を与える。
3. スポーツを通じて次世代を担う若者、子供達に夢を与える。
4. 障がい者スポーツを通じて障がい者の社会参加を拡充する

第5条（事業）

本会は、その目的達成のため、次事業を行う。

1. CHAX 障がい者アスリートチームの応援
2. CHAX 障がい者アスリートチームの練習やトレーニングの支援
3. CHAX 障がい者アスリートチームの大会出場の支援
4. CHAX 障がい者アスリートチームの応援者拡大と本会への加入促進
5. CHAX 障がい者アスリートチーム及び後援会の活動の広報・宣伝
6. 選手並びに会員相互の親睦に関する事。
7. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第6条（事業年度）

1. 本会の事業年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日までとする。
2. 本会の運営資金は、年会費、その他をもってこれに充てる。
3. 年に一度総会を開催する。

第7条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同する個人と法人で構成する。

第8条（会費）

1. 会員は以下の年会費を支払う。法人会員 10,000 円、個人会員 3,000 円とする。
2. 在会期間が1年に満たない場合でも、年会費は一律とする。なお、年会費は理由の如何を問わず返還しない。